

計 画 期 間

令和3年度～令和12年度

宮崎県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年9月

宮崎県

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	1
	第1 酪農及び肉用牛生産をめぐる情勢と基本的な方向	
	第2 生産基盤強化のための対応方向	
	第3 生産基盤強化のための具体策	
	第4 需要に応じた生産・供給の実現のための対応	
	第5 酪農・肉用牛生産の持続的な発展のための対応	
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	15
	1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	
	2 肉用牛の飼養頭数の目標	
III	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	16
	1 酪農経営方式	
	2 肉用牛経営方式	
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	19
	1 乳牛	
	2 肉用牛	
V	国産飼料基盤の強化に関する事項	22
VI	集送乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	23
	1 集送乳の合理化	
	2 乳業の合理化等	
	3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化	
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	28
	1 家畜・衛生対策の充実・強化	
	2 肉用牛・酪農経営の増頭・増産	
	3 輸出の戦略的な拡大	

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第1 酪農及び肉用牛生産をめぐる情勢と基本的な方向

1 本県における酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢

本県の農業は、温暖な気候や平地から山間地に至る変化に富んだ地形、豊かな大地、清涼な河川や肥沃な土壌といった優れた自然環境を活かし、畜産や施設園芸、早期水稲などを中心に、付加価値の高い農業を展開し、農業産出額全国第5位の一大食料基地として重要な役割を果たしている。

そのような中、平成22年に本県で発生した口蹄疫は、児湯地域を中心に感染が拡大し、国内初のワクチン接種による防疫措置を経て、終息までの130日間で297,808頭の家畜を殺処分する事態となった。その影響は家畜が失われたことにとどまらず、県内全域の家畜人工授精業務の自粛、家畜市場の開催延期等による家畜流通の停滞や飼料、食肉、乳業会社をはじめとする畜産関係事業所の業務の減少など、県内の畜産業及び畜産関連産業に大きな被害をもたらした。

更に、物流や観光等本県経済の各分野にも甚大な影響を与え、畜産業の持つ関連産業の裾野の広さと本県経済に対する畜産業の影響力の大きさを浮き彫りにした。

その後、口蹄疫からの再生・復興を、県政の最重要課題として取り組んできた結果、肉用牛では、これまでに全国和牛能力共進会での史上初となる3大会連続の内閣総理大臣賞の受賞や米国アカデミー賞のアフターパーティにおいて3年連続「宮崎牛」が採用されるなど、生産者並びに関係者の努力のもと、一步一步着実に成果は上がってきている。一方、酪農では、生産される生乳は学校給食飲用として子供の健やかな生育に不可欠な栄養源として重要な役割を有しており、また、「牛乳の日」を中心とした消費拡大活動や、第15回全日本ホルスタイン共進会（九州・沖縄ブロック大会）の本県開催（COVID-19（新型コロナウイルス感染症。以下「新型コロナ」という。）により中止）に向けた取組など、主要産業の1つとして積極的な振興を図っている。

このように、酪農及び肉用牛生産は本県地域経済を支える重要な産業であり、地域社会と共生した経済のリーディング産業として、口蹄疫からの復興を成し遂げるとともに、地域経済の活性化に大きく貢献することが期待されている。

その一方で、畜産業は国際環境や社会情勢の変化といった外的要因の影響を大きく受ける産業構造にあることが、近年浮き彫りになっている。

一昨年の冬に発生した新型コロナは世界的に猛威を振るい、日本においても感染拡大地域では緊急事態宣言が発令されるなど、いまだ感染拡大前の経済情勢へ回復できていない状況にある。

本県畜産業も例外なく、外国人旅行者の減少や外出自粛に伴う外食需要の落ち込みに加え、イベントの縮小・中止等により、畜産物の在庫増加や価格低下を引き起こした。特に牛枝肉は、和牛肉を中心に令和2年2月以降、価格が大幅に低下し、連動して子牛価格も3月以降低下するなど、先行き不透明な状況に一時陥った。こうした中、感染対策の徹底等による感染地域の縮小や諸般の経済対策の効果もあり、枝肉・子牛の価格はともに一定の回復が見られている。

近年、好景気や食文化の多様化等を背景に畜産物の国内需要は堅調に推移し、国際環境の変化による海外需要も高まる中、畜産クラスター事業等の諸施策を講じたことで規模拡大が進展し、縮小傾向が続いていた本県生産基盤が回復を始めたところにある。今後は、新型コロナ収束後の世界経済の動向等を踏まえつつ、この流れを維持し、中小規模の家族経営も含めた個々の経営体が持続可能な経営を展開し、産業として持続的に発展し続けるために、次世代に継承できる生産基盤の構築が肝要である。

2 生乳の需給事情の変化と対応方向

飲用牛乳等の需要は、少子・高齢化等により減少傾向で推移してきた中で、本県の生乳生産量は平成12年をピークに減少傾向にあるが、県外からの移入分を含め、県内処理量は近年横ばいで

推移している。また、処理量の3～4割は乳製品に仕向けられており、食生活の多様化により近年旺盛な乳製品需要に対応した生乳処理が行われている。

日本の生乳生産は、北海道と都府県に大別されるように、その生産・流通を北海道に依存する構造であるが、九州域においては北海道を含め域外からの移送はなく、地場産によって需給バランスの均衡が保たれている。

その一方で、乳製品について国際市場に目を向ければ、開発途上国を中心とした人口増や所得向上による需要増、水資源や気候変動等の環境問題への対応等の影響から、将来的には安定した輸入が途切れる恐れがある。

このような状況を踏まえれば、地場産の牛乳・乳製品を安定供給し、国内需要を国産生乳により賄うため、人口減少による担い手不足にも対処しつつ、縮小が続く本県酪農の生産基盤の強化が重要課題である。

3 牛肉の需給事情の変化と対応方向

牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に、焼肉やハンバーガー等の外食を中心に拡大しているが、こうした外食や中食においては輸入牛肉の使用割合が高く、国産牛肉は約3割に止まっている。一方、和牛の需要は、インバウンド等に代表される海外人気の高まりや、今後10年間で市場規模が約2倍に拡大する見込みであるアジアにおける食肉需要を鑑みると、国内消費のみならず輸出需要が大きく進展する潮流にある。諸外国・経済圏との相次ぐ経済連携協定の締結に加え、牛肉輸入大国となる中国への輸出再開が現実のものとなれば、牛肉の輸出量は加速度的に増大する可能性を秘めている。

このように、旺盛な海外需要に対しては、輸出に際し相手国が求めるハイレベルな衛生基準を満たした食肉処理施設を整備するとともに、「宮崎牛」を中心とした販売戦略を講じてきた結果、県産牛肉の輸出量は順調に伸び、令和2年度には686トンと過去最高を記録した。これは、新型コロナによりインバウンド需要が相当程度落ち込んだことを考慮してもなお、海外需要の伸びが堅調であることを裏付けており、輸出商材の最適化（冷凍保存・個包装技術の向上）やeコマース等の活用による販売チャネルの多様化に取り組んだ結果でもある。

当面は続くと思われる新型コロナの影響下及び収束後の世界においても、引き続き、追い風が吹く牛肉輸出の好機を捉え、その販路拡大を確実なものとするには、戦略的な輸出による海外市場の積極的な獲得を継続することはもとより、求められるニーズに合わせた生産体制・生産能力を備える必要があるため、繁殖雌牛の増頭等生産基盤の更なる強化が重要である。

第2 生産基盤強化のための対応方向

1 酪農の生産基盤強化

(1) 生産基盤の現状

本県における酪農経営は、1戸当たりの経産牛飼養頭数40.2頭であり、10年前の約1.2倍（H21：33.2頭）まで規模拡大が進展している。

生産コストは、飼料費が半分を占める構造にあり、近年は、初妊牛価格が高水準で推移しているため、乳牛の減価償却費が上昇している。

酪農経営の戸数は、高齢化・後継者不足により小規模な経営を中心に減少し、234戸と10年前に比べ約4割減少している。

このような中、平均以下の規模階層が戸数で7割、生乳生産量で5割を占めており、引き続き、中小規模の家族経営が生産基盤を支えている。

担い手層では、労働力、農地や資金の不足等が規模拡大の課題、障壁となっており、初妊牛価格の高騰等も背景に、牛舎内に一定数の空きスペースが存在している。

さらに、今後、一層の労働人口の減少が見込まれる中、特に、搾乳作業等を始めとした労働

負担が大きく、労働力の確保や作業の省力化が酪農の持続的発展に向けた最大の課題となっている。

(2) 対応方向

今後、国際化が一層進展する中で、本県酪農の生産基盤を維持・強化するためには、酪農経営が自らの飼養管理、経営の高度化に向け、管理能力の向上を図り、持続的に経営展開していくことを基本として、以下に示す課題に取り組むことにより、生産コストの低減と生乳生産量の増加を図ることが重要である。

- ① 自給粗飼料生産等の増大に向けた農地の有効活用と飼料費の低減
- ② 事故率の低減や供用期間の延長による乳牛償却費の低減
- ③ 次世代閉鎖型牛舎の導入等による暑熱（夏季）下における乳用牛の生産性向上
- ④ 異味異臭の防止等に向けた、高度な飼養管理による消費者ニーズに対応した高品質生乳の生産
- ⑤ 性判別技術の普及定着による後継牛の効率的な確保と副産物収入の取得
- ⑥ 家畜排せつ物の適正な管理、利用を通じた資源循環型酪農の確立
- ⑦ ICTやロボット技術等、スマート畜産の導入による経営環境の変化に対応できる多様な人材の確保・育成
- ⑧ 経営の改善・発展、乳用牛の繁殖飼養管理技術に関する最新の知見の実践と共有等の持続的な発展のための経営管理能力向上に加え、関係組織による経営・技術指導

加えて、労働負担の大きい酪農経営の労働力不足に対応するため、地域全体で以下に取り組むことが必要である。

- ⑨ 重要性が更に高まる公共育成牧場、コントラクター、牛群検定組合、酪農ヘルパー等の分業化等を担う外部支援組織の育成と安定運営
- ⑩ 生乳生産の一定割合を占める高齢で後継者がいない経営体の担い手への計画的な経営資源の継承
- ⑪ 第一線から退く酪農経営が、比較的労働負担の少ない肉用牛繁殖経営や乳用牛育成経営へ転換することやヘルパー等の外部支援組織へ従事する等、地域の生産基盤を下支えする取組

特に、本県では、経営の継続と併せて、生産基盤の強化が急務であるため、上記①～⑪を生産者と関係者が連携して推進するとともに、増頭・増産に当たっては、土地制約等の要因から畜舎の新築・増築が困難な場合もあるため、既存牛舎の空きスペースも有効活用して新たな施設等への投資を抑えた方策も含めて対応することが重要である。

2 肉用牛の生産基盤強化

(1) 生産基盤の現状

本県肉用牛の生産基盤強化を図る上で、まず、繁殖基盤の強化が重要である。繁殖経営1戸当たりの飼養頭数は15.7頭であり、10年前の約1.4倍（H21：10.9頭）となっている。生産コストは、その約4割を飼料費が、約3割を労働費が占めており、規模拡大に伴い生産コストは低下し、特に20頭以上の規模階層では労働費を中心に大幅にコストが下がる。

また、肥育経営1戸当たりの飼養頭数は193.2頭であり、10年前の約1.9倍（H21：99.1頭）となっている。生産コストは、その6割強をもと畜費が占める構造であり、近年、子牛価格が高水準で推移し、厳しい経営が続いている。

繁殖経営では、高齢化・後継者不足により小規模な経営を中心に離農が進み、戸数は5,470戸（一貫経営を含む）と10年前に比べて約4割減少している。また、担い手の減少や後継者不足に直面しており、貴重な経営資源を円滑に地域で継承していく必要がある。

(2) 対応方向

国内外の需要に応えるためには、飼養管理、経営の高度化に向けた管理能力の向上を図り、持続的に経営展開していくことを基本として、規模の大小を問わず、意欲ある経営体の生産性向上等による増頭・増産を進めることが必要である。

繁殖経営の増頭・増産に当たっては、以下に示す取組を推進することにより、労働負担の軽減、飼料費等の生産コストの低減を進め、収益性が高く持続的な経営を実現するとともに、土地制約等の要因から畜舎の新築・増築が困難な場合もあるため、新たな施設等への投資を抑えた方策も含めて対応することが重要である。

- ① キャトルステーションやコントラクター等の分業化を担う外部支援組織の活用、簡易畜舎の活用等による牛舎等への投資を抑え、労働負担の軽減を図りながらの増頭・増産
- ② 発情発見や分娩監視装置などスマート畜産技術の実装を通じた飼養管理技術の向上
- ③ 水田や山間地等での放牧利用による、飼料費・労働費の削減
- ④ 肥育経営におけるもと畜費低減等に向けた、繁殖肥育の一貫経営化や地域内一貫体制の構築

加えて、生産基盤を維持・拡大し、需要に応じた増頭・増産を進めるため、以下の取組が必要である。

- ⑤ 後継者不在の家族経営は、規模拡大を伴わずに経営を継続する傾向があり、規模拡大を図る施策だけでは現場のニーズに対応することは困難であるため、後継者不在の家族経営が将来的に地域の担い手に経営資源（施設・機械等）を継承する場合、規模拡大を伴わずとも、家族経営の畜舎等の整備を推進
- ⑥ 小規模・高齢な家族経営の経営維持を図るため、労働力を補完する支援体制として、定期的な休日確保に繋がる定休型ヘルパー組織の創設
- ⑦ 輸出拡大に向けた和牛の生産量を大幅に増加させるため、肉用牛経営と酪農経営が連携して行う、繁殖雌牛・和牛受精卵の増産、酪農経営における和牛受精卵の利用の促進

3 地域連携の取組の推進

畜産経営には、飼料の生産・調製、飼養衛生管理、家畜排せつ物処理等の複数の工程があるため、多岐にわたる高度な知識と技術が必要であり、個々の努力だけではなく、地域の実態や課題に応じて生産者、農業団体、行政等、地域の関係者が役割分担、連携して取り組むことが重要である。

労働力不足や規模拡大が進む中で、公共育成牧場、ヘルパー、コントラクター等の外部支援組織は、労働負担の軽減だけではなく、農地の有効利用や家畜排せつ物の適正処理など、持続的な経営展開において一層、重要な役割を担う。

このため、地域では、畜産クラスターの取組等を通じて、農協等が離農農場を取得、改修し、新規就農者にリースすることにより、新規就農の初期投資負担を軽減し、円滑な新規就農を図る取組なども進展している。

畜産クラスター等の各種施策を通じて、このような関係者の役割分担、連携の取組を継続的に推進し、地域全体で収益性の向上を図る取組を支援することが重要である。

特に、酪農は、肉用牛の生産基盤も担い、酪農経営、繁殖経営、キャトルステーション等が連携し、性判別技術・和牛受精卵移植技術を活用し、肉用牛生産を拡大する取組は、酪農経営の所得確保、肉用牛増産の双方にとって有効であり、一層の推進が必要である。

また、外部支援組織により地域の経営同士がつながり、経営や技術に関する最新の知見の共有、実践が促進されることも重要である。

第3 生産基盤強化のための具体策

1 肉用牛・酪農経営の増頭・増産

生産基盤を強化し、国産牛肉・生乳の供給を増産・維持するためには、大規模経営のみが牽引するのではなく、中小規模の家族経営を含めた全ての経営体が増頭・増産することが期待されるため、酪農経営と肉用牛経営が相互に連携するなど、可能な限り地域全体での増頭を推進する。

特に生産基盤の維持・強化が急がれる酪農においては、空きスペースのある既存牛舎も有効活用し、新たな施設投資を抑えながら、初妊牛の導入を進め、個々の経営体における増頭を推進する。また、公共育成牧場への育成預託により空いたスペースを有効活用して経産牛を増頭し、生乳生産量を増加させる取組を併せて推進する。

また、酪農は重要な肉用牛の生産基盤でもあることから、酪農経営での和牛増産を進めるため、自農場や地域の繁殖経営等で飼養される優良な繁殖雌牛を活用して和牛受精卵を増産し、その利用を推進することで和牛の増頭を図るとともに、酪農経営においては、和牛子牛の販売による副産物収入の取得と性別技術を活用した乳用後継牛の確保を推進する。

加えて、貴重な草地資源を有する地方公共団体の公共牧場や試験場等で、繁殖雌牛を増頭するための施設や機械、放牧地の整備を進めるなどの公益的な機能強化を図り、本県が有する様々な生産基盤をフル活用して、増頭・増産を推進する。

2 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承

(1) スマート畜産技術の実装等による生産性向上の推進

中小規模の家族経営をはじめとする経営体が、持続的な経営を実現するためには、収益性の高い経営展開による一定の所得確保が必要であり、そのためには、規模拡大を行わずとも生産性向上を図る取組に対し支援することが重要である。

生産性向上を図るためには、家畜改良を推進し、高能力の牛群を整備することが重要である。また、牛舎内の飼養環境の改善や繁殖率の向上、事故率の低減、供用期間の延長等の飼養管理技術の向上と合わせて、ロボット、ICT、IoT、AIといったスマート畜産技術の実装を推進し、生産性向上に加え、労働負担やストレスの軽減などを行うことが重要である。こうしたスマート畜産技術の導入により得られるデータについては、全国的なビッグデータとして活用できる体制が確立されたとき、生産者団体や民間企業等によるデータ分析及びデータに基づく指導が行われ、多くの経営体がデータを活用した高度な経営判断を行う仕組みを整えることが必要である。

加えて、高能力の牛群を整備するため、ゲノミック評価等の新技術を活用した家畜改良を推進し、産乳・産肉能力などの生産性が向上するように、家畜の更新、導入を推進する。

さらに、中小規模への技術実装を進めるため、飼養管理方法の実態を踏まえ、一部を自動化したコストパフォーマンスの高い新製品の開発を促す。

なお、新技術の実装に当たっては、例えば、搾乳ロボットの導入により、適切な飼養管理方法が変化することや搾乳ロボットに適した体型の搾乳牛の選抜など、新技術の実装に応じた対応に留意することが重要となる。

(2) 施設・家畜等への投資の後押し等による規模拡大の推進

需要に応じて供給を拡大するためには、意欲ある経営が規模拡大に取り組むことを支援することが重要である。

このため、県や市町村、JA等は、引き続き施設や家畜等への投資を畜産クラスター事業等の推進を図りながら後押しするとともに、少ない投資で規模拡大が可能なキャトルステーションや公共育成牧場等の外部支援組織の活用や簡易畜舎等の整備を推進する。

加えて、複数の経営で業務を協業化し、機械等を共有することも、投資を抑える観点から有効である。

(3) 持続的な発展のための経営管理能力の向上

酪農・肉用牛生産は、多額の設備投資や運転資金が必要であり、投資資金の回収に長期間を要することや、飼料等の生産資材及び生産物の価格変動が大きいという特徴がある。また、施設・機械へ計画的に投資するためには、適切な減価償却と内部留保が必要なことから、持続的で安定的な事業継続を図るため、キャッシュフローや資産、損益等の状況を的確に把握し、適切な経営管理を行う必要がある。

そのためには、法人化等を通じ、意思決定に係る責任やプロセスの明確化、決算書の作成等による経営実態の把握、適切な事業計画及び資金計画の策定が重要であるとともに、法人化を行わない場合であっても、持続的・安定的な経営を図るため、家計と経営を分離して計画的な事業運営を行うことが重要である。

また、就業環境を整備し、キャリアパスの明確化、雇用者の段階的な経営参画を通じた人材の確保、育成等を行うことで、継続的な事業の発展を図ることが重要である。

加えて、経営を担う者がキャリアアップを図る際には、高度な経営力や技術力等を習得するため、営農しながら体系的に経営を学ぶ場として、「みやざき農業次世代リーダー養成塾」、農業改良普及センター等が実施する基礎技術研修会やOJT研修等の機会の活用を推進するとともに、「畜産マスター」等による指導体制を強化する。

このような、経営の見える化、高度な経営判断を行う体制や就業環境の整備は、労働力の確保にもつながる取組であるほか、経営資源の継承を行う上でも重要となる。

(4) 既存の経営資源の継承・有効活用

酪農・肉用牛生産の現状は、後継者不在で高齢な経営体が存在する。このような経営資源は貴重な生産基盤であり、離農により失われることがないように、意欲ある担い手へ継承し、有効活用する取組を推進する。

このため、畜舎等の経営資源の継承を円滑に進められるよう、後継者不在の経営体が経営の継続中に、規模の拡大を伴わない畜舎等の整備に対しても支援する。

加えて、地域全体で、中立的な第三者を介在させた上で、経営資源を継承する新規就農者等の意向や離農予定者の把握、牛や施設の公正な評価等の継承条件を地域で話し合い調整するなど、計画的に継承を実施するためのシステムの構築を促進する。

なお、事業継承においては、平成31年度に創設された後継者が事業用資産を承継する際に活用可能な個人版事業承継税制や令和2年度に創設された認定新規就農者が利用する機械装置等を農協等が取得した場合の固定資産税の減税措置の活用を積極的に促進する。

3 経営を支える労働力や次世代の人材の確保・育成

酪農・肉用牛経営において、人材を確保するためには、まずは、収益性の高い経営を確立し、所得が確保できる魅力ある産業となることが重要である。家族経営が大半を占める中、労働負担が大きいこと、必要な技術が多岐にわたること、施設投資のみならず家畜導入等で多くの資金が必要であること等の特徴を踏まえて、労働力や人材の確保・育成を進めることが重要である。

(1) 外部支援組織の育成・強化

飼料生産・調製から、飼養管理、家畜排せつ物の処理といった多岐にわたる業務が存在する酪農・肉用牛生産において、作業の一部を外部支援組織に委託することは、持続的な経営を実現する上で、有効な取組である。

外部支援組織は、労働負担や投資の軽減、飼養管理の専門化・高度化を担い、中小規模の家族経営の生産活動を支える重要な役割を有している。加えて、規模拡大に取り組む経営にとっては、労働負担の増加等を軽減する点で有用である。

このような中、近年、コントラクター、TMRセンターといった飼料生産組織や、キャトルステーション・キャトルブリーディングステーションや公共育成牧場等の預託施設は着実に

増加している。

一方で、外部支援組織もオペレーター等の労働力不足や経営の安定化といった課題を有しており、役割を継続的に果たすためには、その解決に取り組むことが必要である。

外部支援組織の労働力不足に対応するため、コントラクターにおける自動操舵機能付トラクターやドローンの導入、キャトルステーションにおけるほ乳ロボットの導入等の新たな技術の実装による作業の効率化を進めるとともに、家畜の飼養管理や機械操作等の経験を有するリタイアした人材を雇用するなど、組織の強化を促進する。

また、例えば、特定の時期に作業が集中するコントラクターが、公共牧場等の通年業務を有する組織と連携すること等により、年間を通じて安定した業務を確保するなど、地域内での雇用等の融通、運営面の改善、安定化の検討を促進する。

ヘルパーも経営を支える重要な支援組織であるが、特に酪農ヘルパーは、酪農経営の減少に伴い、利用組合数、ヘルパー要員数ともに減少している。一方で、酪農経営の約7割が利用し、特に家族経営にとっては、休日の確保や傷病時の対応など、経営継続に不可欠な存在である。肉用牛ヘルパーは、労働負担の大きい酪農とは異なり傷病時の対応等に特化した実態であるが、酪農同様に「働き方改革」を推進するためには定休型ヘルパーの要員確保・定着を進める必要がある。このため、ヘルパーとして従事する者に対して、賃金や休日、保険、福利厚生等、他業界に比べて遜色のない雇用条件・職場環境の整備、認知度向上や技術研修の充実等に取り組むとともに、利用組合の運営改善や広域化等の組織強化の取組を推進する。

(2) 雇用就農等による人材の確保

これまで、新規就農を促進するため、初期投資の負担を軽減するための離農農場の継承等の取組を支援してきたところであり、これにより、一定程度、新規就農者の確保が図られてきたが、今後は、更に労働人口の減少が予想される中、人材の獲得競争は一層厳しくなることが見込まれる。

このような中、例えば、農業高校等では、卒業後の就職先として、十分に労務管理された法人への雇用就農が推奨されているが、他産業に比べ法人による求人が少ないため、必ずしも希望職種への就職が叶っている状況にはない。

一方で、農業高校等では、近年、生徒・学生がGAPを学び、自ら実践することで、農業生産技術と経営感覚を兼ね備えた人材として、必要な資質・能力を育成する取組が盛んになってきている。

畜産業界で資質・能力のある人材の確保や新規就農の促進及び後継者の育成を図るためには、新規就農のみならず、法人経営等（ヘルパー等の外部支援組織や研修農場を含む。）に従業員として就職し、OJTにより飼養管理技術や経営ノウハウを習得できる「雇用就農」の取組も非常に重要である。

(3) ICTの活用等経営環境の変化に対応した多様な人材の登用

労働力不足が深刻化する中、ICT等の活用が一層図られ、経営環境が大きく変化していくと見込まれる。今後の畜産経営においては、労働力を確保するとともに、新たなスマート畜産技術等に対応した経営管理を行う能力が必要となる。

このため、地域の関係団体等がICT等の導入により得られるデータに基づく高度な経営判断を支援する人材を育成し、多くの経営体への指導や、高度な知識を持つ管理獣医師の登用等を検討する。

酪農・肉用牛生産では、「全国モーモー母ちゃんの集い」や「全国畜産縦断いきいきネットワーク」といった女性を中心とした交流イベントが民間主導で行われている。女性が積極的に経営に参画し、活躍することで、経営が活性化されている。今後、女性の一層の活躍を進めるため、キャリアアップのシステムや育児休業制度、育児中の女性のパートタイムでの雇用など、

働きやすい環境を整備し、能力や条件に応じた活躍が可能となるような環境整備を促進する。

また、家畜の飼養経験がある高齢者がこれまでの経験を活かし、意欲と能力に応じて畜産に従事できるよう、酪農経営から比較的労働負担の少ない肉用牛繁殖経営や乳用牛育成経営への転換、労働力が不足している外部支援組織の作業に従事することも、地域での経営資源継承の取組等と合わせて促進する。

加えて、障害者にとっても、就労の機会となる上、賃金、体力、社会性等の向上によって、生活の質の向上が期待され、経営者にとっては、貴重な労働力となり得る農福連携の取組を推進する。

さらに、国内の労働力不足が顕在化する中、新たな在留資格として「特定技能」が設けられたことも踏まえ、外国人材が受け入れ先の現場で安心して活躍できるよう、生活面も含めた環境整備を推進する。

4 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

家畜排せつ物の適正管理による良質堆肥の生産に努め、畜産農家の堆肥の経営内利用や耕種農家のニーズに合った堆肥生産による耕畜連携での堆肥利用の促進など、農地還元を基本とした資源循環を推進する。一方で、家畜飼養頭羽数の多い本県では、堆肥の需給バランスの改善が課題であり、堆肥の県外・農外への利用拡大を推進する。また、堆肥としての利用が進まない地域等においては、収益性や地域の送電インフラの状況を見極めた上で、畜産バイオマスエネルギーによる固定価格買取制度（FIT）の活用等、発電や熱等のエネルギー利用等についても検討する。

このような家畜排せつ物に係る取組は、持続可能な食料システムの構築に向けたカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進する「みどりの食料システム戦略（令和3年5月農林水産省策定）」が目指す姿と合致する。そのため、将来にわたって持続的な畜産業を営むために、地域で家畜排せつ物を適正に利用することを力強く後押しする必要がある。

このように、家畜排せつ物は、畜産経営の責任において適正に処理していく必要があるが、家畜排せつ物法の本格施行から15年以上が経過し、家畜排せつ物処理施設の老朽化が進行していることから、家畜排せつ物の適正処理に支障を来しかねない事態も想定される。

このため、個人の堆肥舎や汚水処理施設の長寿命化や計画的な更新を進めるとともに、要件緩和が行われた共同利用施設の整備事業等を有効活用することにより、環境関連の法規制基準等の実情や家畜防疫面も考慮しつつ、家畜排せつ物処理施設の整備や堆肥等の利用を推進する。

また、令和元年の肥料取締法の改正により、化学肥料との配合が容易になったことから、肥料メーカー等との連携の下、堆肥のペレット化等を推進し、広域流通等による耕種農家での堆肥等の利用を促進する。

さらに、混住化が進展する中で、臭気や排水に係る環境規制へ適切に対応するため、引き続き悪臭防止や堆肥の完熟化等に必要な技術指導を行うとともに、施設・機械の整備を推進する。

5 国産飼料基盤の強化

酪農・肉用牛の生産基盤を強化するためには、生産コストの多くを占める飼料費の削減が不可欠である。

濃厚飼料の大部分は輸入に依存しているが、今後、世界的な穀物需給の逼迫や気候変動により生産量が減少し、その結果として、生産コストが押し上げられる恐れがある。

このため、輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を推進する。

具体的には、引き続き、優良品種の普及、大型機械による飼料生産を可能とする草地整備等を進めるとともに、収穫適期が異なる複数の草種の導入等により気象リスクに対応した飼料生産や早期水田裏作を活用した飼料作付け体系の構築等を推進する。

一方、自給飼料の増産が進まない要因として、主に自給飼料の生産・調製に労働力負担を要す

ることが考えられる。こうした自己負担を軽減するため、コントラクターやTMRセンターの活用を進めている。

放牧も有効な手段であることから、耕作放棄地等を放牧や飼料生産に活用するため、牧柵の設置等の条件整備を推進する。特に放牧は、景観の保全や鳥獣害対策等のメリットも期待されるため、地域住民の理解の醸成に努め、放牧技術の普及・高度化や暖地型永年性牧草等による草地造成を推進するとともに、広大な草地を有する公共牧場の預託機能を強化することで利活用を一層推進する。

また、濃厚飼料の輸入とうもろこしの代替品として、引き続き、飼料用米の多収品種の利用、コスト削減、畜産物のブランド化、複数年契約による安定生産・供給を推進する。

こうした飼料生産に係るコスト面からの経営の改善・安定化に向けた取組は、資材調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減に通ずるものであり、個々の経営体の存続のみならず、本県畜産業の持続・発展に向けて克服すべき課題であり、地球規模での環境対策でもある。

6 経営安定対策の推進

T P P 11の経済連携協定発効に当たり、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の法制化や補填率の引上げ（8割→9割）、生産費をベースとした肉用子牛生産者補給金の見直し、液状乳製品を含めた加工原料乳生産者補給金の一本化といった経営安定対策の充実等の措置が講じられてきたところである。

引き続き、国内における需給と県内卸売価格等への影響を注視しつつ、これらの経営安定対策や、配合飼料価格の上昇による畜産経営への影響を緩和するための配合飼料価格安定制度などのセーフティネットについて、十分な理解に基づく制度利用を促し、生産者の経営安定を図る。

第4 需要に応じた生産・供給の実現のための対応

1 生乳

(1) 需要等に応じた生乳と牛乳・乳製品の安定供給

国産生乳の供給が十分でない中で、特に需要の高い直接消費用ナチュラルチーズをはじめ、生クリーム、バターを中心に国産品が不足している。

また、国内での牛乳・乳製品製造において、飲用牛乳等は主に200工場、乳製品は主に40工場生産されているほか、地域と連携したチーズ工房は約10年間で倍増している。

このような中、近年多発する災害等の不測の事態による急激な需要変動があっても生産基盤を毀損することなく、需要と多様な消費者ニーズに応じた生乳生産と牛乳・乳製品製造を図っていくためには、生産基盤の強化はもとより、生乳生産から牛乳・乳製品製造販売までの各段階で、必要な対応を講じる必要がある。

具体的には、

- ① 生産者は、需要の高い直接消費用ナチュラルチーズ等の牛乳・乳製品の競争力強化に向け、高品質な生乳生産と規模拡大等による生産性向上に取り組むとともに、持続的な経営展開の実現に努める。
- ② 乳業者等は、国産が優位である液状乳製品も含め、脱脂粉乳・バター、チーズ等の乳製品製造に必要な設備投資と商品開発に取り組み、質、量ともに消費者ニーズに即した牛乳・乳製品を適時・的確に製造販売し、安定供給を図る。
- ③ 生産者と乳業者は、生産・需給環境を踏まえた適切な配乳調整のあり方や需要の拡大方策を検討する。
- ④ 県や関係団体等は、生乳や国内外の牛乳・乳製品の需給・価格動向等の的確な把握・分析を行い、関係者に対して緊密な情報共有を行う。
- ⑤ 県は、加工原料乳生産者補給金制度、加工原料乳生産者経営安定対策等の適切な運用に

に向けた指導を行うとともに、生産者が実施する生産性向上等の競争力強化のための取組を支援し、生乳需給の安定と需要に応じた生乳生産、乳製品の需要喚起を促す。また、国が示す食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドラインの周知等を通じ、牛乳・乳製品の適正取引を推進する。

(2) 最適な生乳流通体制の構築

平成30年度から加工原料乳生産者補給金制度が新たな仕組みとなり、生産者補給金の交付対象を従来の指定生乳生産者団体（現在の指定事業者）以外に出荷される加工原料乳にも拡大したことに伴い、指定事業者を介さない生乳流通が一定程度拡大している。

特に、牛乳・乳製品は、日常品からこだわりの高級品まで多様なニーズがあるため、酪農経営自らが新たな制度を活用して付加価値を高めた牛乳・乳製品の開発・製造販売に取り組むことも所得向上という観点から有効である。

また、条件不利地域も含め、あまねく集乳を行う指定事業者により多くの酪農経営が集結すれば、

- ① 乳業者に対する価格交渉力を強化すること
 - ② 条件不利地域の生産者の集乳コストを低減すること
 - ③ 近年多発する災害発生時も含めて全国の需給変動に応じた機動的な配乳調整を行うこと
- 等の機能を果たすことができることから、引き続き指定事業者が担う役割は極めて重要である。

しかしながら、一部の酪農経営において、指定事業者との契約に反し、年度途中で出荷先や出荷数量を一方的に変更するなどの事例が国内で散発している。これは、毎日生産される生乳を安定的に消費者に供給することを目的とした制度趣旨に反するものである。

このような中、新たな制度の下での適切な生乳流通体制を構築するため、以下のとおり取り組むこととなる。

- ① 国は、引き続き制度趣旨の徹底のため、酪農経営、乳業者、指定事業者を含む生乳流通事業者における契約遵守、法令遵守の徹底について、意識啓発を行うとともに、現場からの意見を踏まえながら、制度を必要に応じて検証し、適切かつ安定的に運用する。
- ② 指定事業者は、多くの酪農経営と生乳取引契約を締結できるよう、酪農経営から求められている価格交渉などの機能強化や複数年契約等により、安定的な取引に向けた取組の検討に努め、酪農経営の求めるサービスの提供と情報開示に努める。

あわせて、指定事業者を中心として、生乳流通コストの低減に向け、地域の関係者の合意により、経済連、各JA等の事業の指定事業者への委託、譲渡や更なる組織の再編整備を行い、広域流通も含め集送乳業務の集約、一元管理や生乳検査体制の集約化をより一層推進するなど流通体制の合理化を促進する。

- ③ 国や関係団体は、制度趣旨である酪農経営自らによる付加価値を高めた牛乳・乳製品の開発、製造販売等の環境整備や取組の普及を図る。

こうした取組の推進に向けて、県は、生乳や牛乳・乳製品の需給・価格動向等の的確な把握・分析及び緊密な情報共有を図るとともに、生産者や乳業者等に対してもこれらの適切な情報の提供に努める。

2 牛肉

和牛肉については、家畜改良の進展や肉質向上に向けた生産者等の努力の結果、令和2年の和牛去勢の格付割合は、A5が58%、A4が31%であり、4等級以上の割合は全体の約9割となっている。特にA5の割合が上昇しており、全体の過半を占めている。

一方で、消費者は、A5など脂肪交雑の多い牛肉だけでなく、近年、健康志向の高まりや、

食味・食感の良さ、価格の高止まりを理由に、適度な脂肪交雑で値頃感のある赤身等の牛肉も求める傾向にある。

今後、生産量の増加に当たっては、このような様々な消費者ニーズにも留意する必要があるため、消費者の満足度（効用）を最大化させる観点から、脂肪交雑のみならず、増体性や歩留まりなどの肉量に関する形質はもとより、脂肪の口溶けなど食味に関する不飽和脂肪酸（オレイン酸等）の含有量などに着目した改良・生産を、和牛の遺伝的多様性に配慮しつつ推進する。

あわせて、焼肉等で根強い需要がある交雑種牛肉や乳用種去勢牛肉についても、酪農経営における性判別技術の活用や和牛受精卵移植の推進により供給量は減少しているものの、需要に見合った生産を推進することも必要である。

3 輸出の戦略的拡大

本県の牛肉は、宮崎県畜産新生推進プランの県産牛肉販売戦略に基づく関係団体等と連携した取組により、海外での認知度が向上する中、近年のアジアの食肉需要の増加を背景に、令和2年度の牛肉輸出量は686トンと過去最高を記録した。

また、牛肉の輸出先国における関税については、日EU・EPAでは即時撤廃されるとともに、日米貿易協定では低関税で輸出できる枠（4.4セント/kg、約5円）が現在の200トンから65,005トンに拡大した。

さらに、中国との関係では、畜産物輸出の早期再開に向け、2国間協議が行われ、今後、アジアの食品市場規模は10年間で約2倍に拡大する見込みである。

このように、牛肉の輸出にとって大きなチャンスであり、今後とも戦略的に輸出拡大に取り組むことが必要である。

特に、和牛は、畜産関係者の長年の努力により築き上げられた我が国固有の財産であり、和牛肉は、ブランド価値が国内外から高く評価されている。

和牛遺伝資源の不適正な流通は、我が国の肉用牛振興に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、国内外での和牛のブランド価値を守るため、和牛遺伝資源の流通管理の徹底や知的財産価値の保護強化に取り組むとともに、宮崎牛に関する地理的表示（GI）の適正利用を推進する。

牛乳・乳製品については、アジアを中心とした旺盛な需要を取り込むことが重要であり、品質に格差が出にくい生乳の特性を踏まえ、品質向上や飼養衛生管理の徹底、規格認証等を活用した情報発信、付加価値の高い製品の研究開発等を推進する。

第5 酪農・肉用牛生産の持続的な発展のための対応

酪農・肉用牛生産の持続的な発展のためには、家畜を衛生的な環境で飼養し、健康に成長させること、発生した家畜排せつ物を適正に処理・管理し、飼料や農作物生産に利用することで環境負荷を低減すること、適切な労働環境を確保すること、自然災害への対応など防災・減災に取り組むこと等の足元の課題に適切に対応することが重要である。

1 災害に強い畜産経営の確立

近年、日本においては、平成23年の東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故、平成28年の熊本地震、度重なる台風や豪雨等の大規模災害が頻発しており、酪農・肉用牛生産に影響を与えている。平成30年の北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風（台風15号）、熊本県を中心とした令和2年7月豪雨では、大規模な停電が発生し、生産現場のみならず流通にも大きな影響を与えた。これらの災害への備えは各経営の責務であり、酪農・肉用牛生産の持続的な発展に向けて、非常用電源の整備や飼料の備蓄、家畜共済や保険への加入等、各経営で行うことができる必要な備えを行うとともに、地域として非常用電源の融通等の防災計画を検討しておくことも重要である。

加えて、県等は、畜産施設での非常用電源設備の導入を促進するとともに、発災時の速やかな

被害情報の収集等を通じて、甚大な災害からの早期の経営再開を図ることとする。

2 家畜衛生対策の充実・強化

家畜の伝染性疾病は、酪農・肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出にも甚大な影響を及ぼしかねない。また、乳房炎や繁殖障害等の一般疾病は、生産性の低下につながることから、その予防は経営改善のためにも重要な課題である。さらに、飼養衛生管理の向上は、抗菌剤の使用機会の低減にも繋がり、薬剤耐性菌の出現を抑制する上でも重要な要素である。

また、口蹄疫等の伝播力の極めて強い疾病は、近隣諸国で継続的に発生しており、我が国に侵入するリスクが極めて高い。このため、相手国から「持ち出させない」ための制度の周知など広報の徹底、「持ち込ませない」ための手荷物検査等の水際防疫の強化及び「農場に入れない」ための国内防疫を重ねて実施することが重要である。

(1) 水際検査の徹底

水際検査について、県は、国や関係機関と連携し、国の行う靴底消毒や検査探知犬の活用等による手荷物検査並びに違法な肉製品の持ち込みへの検査の強化などの広報・周知を行うとともに、防疫連携協定に基づき、民間が実施する水際防疫（靴底消毒等）を支援する。

(2) 国内防疫の徹底

国内防疫について、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「的確・迅速なまん延防止措置」の要点を踏まえた対応が図られるように、

- ① 県は、飼養衛生管理指導等計画を策定し、市町村等の協力を得ながら、飼養衛生管理基準の遵守指導、発生時の円滑・迅速な防疫措置のための準備の徹底等
- ② 市町村は、県が行う飼養衛生管理基準の遵守指導への協力、発生時の通行制限、防疫措置への人的支援、焼却施設や埋却地が不足する場合の代替用地の確保等
- ③ 生産者は、飼養衛生管理の責任者の選定や講習会への参加、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異状確認時の早期通報等をそれぞれ行う。

と畜場や飼料業者等の関連事業者は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための衛生管理の徹底に協力するとともに、地域の関係者は、面的な防疫対策の強化等に取り組み、発生予防及びまん延防止を図る。

3 持続的な経営の実現と畜産に対する信頼・理解の醸成

(1) GAP等の推進

GAPや農場段階でのHACCPの取組は、生産性や効率性、経営主や従業員の経営意識の向上等につながるものであり、人材の育成にも有効な手法である。

加えて、食品安全・家畜衛生、環境保全、作業安全、アニマルウェルフェア等の表面的に見えにくい取組を見える化することで、他者からの信頼確保につながり、持続可能で付加価値の高い畜産物生産に資するものである。このため、GAPやHACCPの取組とJGAP、農場HACCP等の認証取得を一層推進する。

アニマルウェルフェアについては、国際獣疫事務局(OIE)が示す国際的な指針を踏まえ、

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 物理的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

の「5つの自由」に沿った飼養管理の基本的な考え方等について、畜種毎の飼養管理指針の

普及等により理解醸成を図ることで、飼養管理の水準を更に向上する。

(2) 資源循環型畜産の推進

持続的な畜産の発展のためには、家畜排せつ物や排水を適正に管理し、環境に配慮した経営を行うとともに、飼料や農作物生産には、地域で生産される堆肥等を活用し、有益なバイオマス資源を循環させる取組が重要である。

特に、増頭・増産に向けた家畜排せつ物の適正な管理と利用は、一層重要性が増す中で、堆肥が過剰な地域もあることから、更なる利用に向けてペレット化による広域流通等の取組を推進し、ほ場への適切な還元を推進する。

また、放牧は適切な草地管理を行うことにより資源循環が図られるとともに、アニマルウェルフェアや飼養管理、家畜排せつ物処理、飼料生産の省力化による働き方改革にも資する取組である。加えて、放牧により生産された畜産物であることをアピール（放牧認証等）することで、エシカル消費にもつながることから推進が必要である。

近年、消費者の関心が高まりつつある有機畜産物の生産に関して、有機飼料の確保と資源循環型農業の実践にもつながるといふ観点からも、堆肥の適正利用の推進が必要である。

(3) 安全確保を通じた消費者の信頼確保

生産者が加工・流通業者と一体となって、安定供給、食品の安全、消費者の信頼を確保するため、食品安全に関する国際的な考え方が「後始末より未然防止」を基本に、「全工程における管理の徹底」となっていることを踏まえ、畜産物や飼料・飼料添加物の製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理等の着実な実施を推進する。また、畜産物の安全確保に関する情報発信を積極的に行う。

① 製造・加工段階での衛生管理の高度化

平成30年に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、令和2年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化された。

一般に、小規模事業者において衛生管理の高度化が課題になっていることから、制度の改正を契機に畜産関係事業者への周知を図っていくとともに、特に、畜産物の輸出拡大を見据え、米国・EU並みの衛生水準を確保するため、その取組を一層推進する。

また、牛乳・乳製品の異味異臭疑い事案の発生を未然に防止するため、乳業者においては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）」に定められた規定の遵守、生乳受入・製品出荷時の風味検査の徹底等、衛生管理の向上を徹底する。

② 飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物については、安全な畜産物の安定供給を確保するための原料・製造方法の規制、安全性の確認、飼料添加物の指定等のリスク管理を的確に行い、国際基準に調和しつつ、安全を確保することが重要である。

県及び関係機関は、飼料や飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階において、検査、指導等を実施するとともに、安全性に関する情報を速やかに公表する。

③ 動物用医薬品に係る安全確保

動物用医薬品については、安全な畜産物の安定供給を確保するため、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。

県は、国が推進する安全性及び有効性が確認された製剤の適正使用について、監視指導を的確に実施する。

④ 薬剤耐性対策の徹底

抗菌剤は、家畜の健康を守り、安全な食品の安定的な生産を確保する上で重要な資材であるが、その使用により薬剤耐性菌による人の医療や獣医療への悪影響のリスクも常に存在する。このため、抗菌剤の使用実態及び薬剤耐性菌の出現状況の調査を実施するとともに、

抗菌剤の適正使用に関する啓発を行う。

(4) 畜産業や畜産物に対する国民理解の醸成、食育等の推進

酪農・肉用牛生産は、「牛」を飼うことで、良質な動物性たんぱく質を供給し、傾斜地等の効率的に利用しにくい土地も活用して「草」を作り、地域の「人」達と連携し、基幹産業として地域を活性化する産業である。

このような営みを通じた地域資源の活用、国土保全や景観の形成、堆肥還元による資源循環、雇用の創出等、酪農・肉用牛生産の多面的な機能や役割を消費者に理解してもらうことは重要である。

一方で、消費者の価値観や酪農・肉用牛生産への関わり方等多様である上、外食・中食の割合が増加する中、生産から消費までの間に、加工・料理を行い提供する作り手が介在するケースも多くなっている。

このため、生産者や地域の畜産関係者、生産者団体が連携して、ふれあい牧場や酪農教育ファーム等における体験活動のほか、学校の花壇での堆肥利用の推進など、地域への貢献活動への参画を通じて、生産現場や畜産物への理解醸成の取組を促進する。

また、生産者団体や乳業者、食肉流通事業者等の関係者が連携して、生産者の視点、作り手の視点、それぞれからの情報発信や情報交流を促進する。

特に、学校給食用牛乳については、児童・生徒の体位・体力の向上に資する牛乳の飲用習慣の定着化だけではなく、児童・生徒の酪農・畜産に対する理解醸成等の機会として重要であり、引き続き、学校給食への安定的な牛乳等の供給を推進する。

(参考)

本計画の「現在」及び「目標」に示す数値等は以下のとおりとした。

「現在」	家畜の飼養頭数、戸数	平成31年2月1日現在
	生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	平成30年度（4～3月）
	面積等	平成30年度調査における各種資料
「目標」	家畜の飼養頭数、戸数	令和13年2月1日現在
	生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	令和12年度（4～3月）

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
全県区域	15市町	13,700	10,000	9,400	8,115	77,542	13,600	9,900	9,300	9,200	86,000
合計		13,700	10,000	9,400	8,115	77,542	13,600	9,900	9,300	9,200	86,000

- (注) 1. 必要に応じて、自然的経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示すること。
また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。
2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には、計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）								目標（令和12年度）								
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
全県区域	26市町村	250,300	85,700	82,900	57,600	226,200	2,460	21,600	24,000	281,200	96,000	100,000	63,000	259,000	1,700	20,500	22,200	
合計		250,300	85,700	82,900	57,600	226,200	2,460	21,600	24,000	281,200	96,000	100,000	63,000	259,000	1,700	20,500	22,200	

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のおの他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式
単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標														備考		
	経営形態	飼養形態					牛		飼料						人								
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
					(ha)	kg	産次	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	主たる従事者1人当たり所得	万円	
外部組織や搾乳ユニット自動搬送装置により省力化した規模拡大を図る家族経営	家族	30	つなぎバイン 搾乳ユニット自動搬送装置	公共牧場 酪農ヘルパー	分離給与	—	8,300	4	トウモロコシ 7,000kg/10a イタリアンライグラス 5,000kg/10a	10	コントラクター	稲WCS 稲わら	54	50	10	110 (102)	110	3,313	3,018	2,741	277	139	県全域
外部組織を活用し、飼養管理の効率化を図りながら規模拡大を図る家族経営	家族	50	フリーストール パーラー	公共牧場 酪農ヘルパー	TMR給与	—	8,300	4	トウモロコシ 7,000kg/10a イタリアンライグラス 5,000kg/10a	14	コントラクター TMRセンター	稲WCS 稲わら	54	50	10	107 (99)	84.4	4,220	5,030	4,466	565	283	県全域
外部組織を活用し、飼養管理の効率化を図りながら規模拡大を図る家族経営	家族	80	フリーパーン パーラー	公共牧場 酪農ヘルパー	TMR給与	—	8,300	4	トウモロコシ 7,000kg/10a イタリアンライグラス 5,000kg/10a	18	コントラクター TMRセンター	稲WCS 稲わら	49	50	7	105 (97)	65.3	5,227	8,035	6,957	1,078	359	県全域
外部組織を活用し、飼養管理の効率化を図りながら規模拡大を図る大規模法人経営	法人	120	フリーパーン 搾乳ロボット	公共牧場 酪農ヘルパー	TMR給与	—	9,300	4	トウモロコシ 7,000kg/10a イタリアンライグラス 5,000kg/10a	16	コントラクター TMRセンター	稲WCS 稲わら	50	50	7	95 (88)	52.9	6,500	12,056	10,622	1,434	717	県全域

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式
 (1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標																	備考	
	経営形態	飼養形態					牛				飼料						人								
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働			経営			
子牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得																			
遊休農地での放牧により省力化を図りつつ効率的な飼養管理を図る家族経営	家族複合	30	頭 牛房群飼 連動 スタンション	-	分離給与	3 (ha)	12.5 ヶ月	23.5 ヶ月	8 ヶ月	290 kg	飼料イネ 2,400 イリアンラ イグラス 8,000 トウモロコシ 7,000	6 (9) ha	耕種農家による一部外部化	-	90 %	90 %	9 割	387 円(%)	66 hr	4,428 (1,800×2人) hr	2,068 万円	1,616 万円	451 万円	226 万円	県全域
CBSの活用を通じ、省力化と牛h者の有効活用により規模各合を図る家族経営	家族専業	80	牛房群飼 連動 スタンション	CBS	分離給与	-	12.5 ヶ月	23.5 ヶ月	8 ヶ月	290 kg	飼料イネ 2,000 イリアンラ イグラス 8,000 トウモロコシ 7,000	耕種農家による一部外部化	-	90 %	90 %	10 割	489 円(%)	22 hr	1,664 (1,700×1人) hr	5,514 万円	3,957 万円	1,557 万円	779 万円	県全域	
スマート化の実現により分娩間隔の短縮や省力化を図る大規模経営	法人	200	牛房群飼 連動 スタンション ほ乳ホット 早期離乳 発情発見装置 分娩監視装置	-	分離給与	-	12 ヶ月	23.5 ヶ月	8 ヶ月	290 kg	飼料イネ 2,000 イリアンラ イグラス 8,000 トウモロコシ 7,004	38 ha	耕種農家による一部外部化	-	90 %	90 %	10 割	472 円(%)	21 hr	8,140 (1,700×3人) hr	13,785 万円	10,355 万円	3,430 万円	1,143 万円	県全域

(2) 肉牛用(肥育・一貫)経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要			生産性指標																			備考			
	経営形態	飼養形態			牛							飼料					人									
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	分娩間隔	初産月齢	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円													
飼料用米頭の活用や増体能力に優れたもと畜の導入等により生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営	家族 専業	肉専用種肥育 200頭	牛房 群飼	分離 給与 自動 給餌機	-	-	7.5~8	26.5~27	19	770以上	0.8	-	-	-	稲わら	10	20	0	399	20	1,904 (1,900×1人)	15,300	14,887	413	413	県 全 域
TMRセンターの活用やスマート農業技術の導入、出荷月例の早期化、繁殖・肥育一貫化による飼料費やもと畜費の低減等を図る肉専用種繁殖・肥育の大規模法人経営向上を	法人	肉専用種・肥育一貫繁殖 300頭 肥育 500頭	牛房 群飼	分離 給与 自動 給餌機 発情発見装置 分娩監視装置	12	23.5	7.5~8	26.5~27	19	800以上	0.9	-	-	-	TMR	50	60	50	565	繁殖 33 肥育 20	15,350 (1,500×3人)	47,430	42,620	4,810	1,603	平 野 部
肥育牛の出荷月例の早期化による飼料費等の低減や牛肉のブランド化等により収益性の向上を図る交雑種・乳用種の育成・肥育一貫経営	法人	交雑種・乳用種育成肥育一貫交雑種 600頭 乳用種 400頭	分離 給与 自動 給餌機 ほ乳 ポット	牛房 群飼	-	-	1	交雑種 23 乳用種 19	交雑種 22 乳用種 18	交雑種 830 乳用種 780 以上	交雑種 1.02 乳用種 1.34 以上	-	-	-	稲わら	10	20	0	475	8	8,300 (1,800×2人)	30,801	852	426	県 全 域	

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。
2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名	①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②	
				③総数	④うち成牛頭数		
全県区域	現在	戸 38,428	戸 234 (-)	% 0.6	頭 13,700	頭 10,010	頭 58.5
	目標		戸 150 (-)		頭 13,600	頭 9,900	頭 90.7

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための中心的な取組

農家戸数の減少が見込まれる中、安定した生乳生産体制を維持するためには、個々の農家の飼養規模の拡大が必要である。

このため、比較的経営基盤が大きく設備投資が可能な経営体においては、畜産クラスター事業を中心とした各種施設整備事業を有効に活用し、畜舎を新設することで飼養規模の拡大を図る。併せて、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置等の導入による搾乳作業の負担軽減や、コントラクターや酪農ヘルパー等の外部支援組織の活用による省力化及び生産コストの低減を推進する。

また、乳用後継牛については、(一社)宮崎県酪農公社へ預託育成することで酪農部門における分業化を一層促進し、牛舎の効率的な活用を行いつつ乳用牛増頭を推進する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための中心的な取組

経営規模の維持に向けては、機械導入事業等を有効に活用し、ICT等の活用による搾乳作業等の労働負担の軽減や外部支援組織の利用による省力化を推進しながら、効率的な労働環境を整える。

飼養・繁殖管理や乳質・衛生管理に関するデータに基づく経営分析を行い、同じ労働力でも収益性の高い経営の実現に向けた経営支援・指導を実施する。

また、南九州特有の夏期の高温多湿による受胎率の低下等に対し、環境制御システムの導入等、牛舎における暑熱対策を適切に実施することによって、受胎率の向上や供用期間の延長等の生涯生産性の向上を促進する。

③ ①・②を実現するための地域連携の中心的な取組

宮崎県酪農公社を拠点とした育成牛預託の分業化の取組において、性判別精液を活用した優良な乳用後継牛の効率的な確保を促進することに加え、放牧による強健で長命連産に向けた預託育成管理を通じて、地域における酪農経営を力強く後押しする体制の維持・強化を図る。

性判別精液を活用した計画的な後継牛の確保とともに、和牛受精卵移植による和牛子牛生産を通じて、農家の収益性向上を図るなど、肉用子牛育成技術向上へ向けた肉用牛部門と地域内との円滑な連携を推進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数						
						総数	肉専用種			乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種
肉専用 種繁殖 経営	全県区 域	現在	戸 38,428	戸 5,470	% 14.2%	頭 143,300	頭 143,300	頭 85,700	頭 57,600	頭 143,300	頭 57,600	頭 85,700
		目標	/	4,330	/	159,000	159,000	96,000	63,000	/	/	/
肉専用 種肥育 経営	全県区 域	現在	38,428	429	1.1%	82,900	82,900		82,900	/	/	/
		目標	/	450 (190)	/	100,000	100,000	()	100,000 ()	/	/	/
乳用 種・交 雑種肥 育経営	全県区 域	現在	38,428	206	0.5%	24,000	/	/	/	24,000	2,460	21,600
		目標	/	110 ()	/	22,200	/	/	/	22,200	1,700	20,500

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための中心的な取組

本県肉用牛の飼養頭数については、畜産クラスター事業(施設整備事業)等を中心とした各種補助事業の取組が奏功し、平成28年以降、繁殖雌牛は年々増加の傾向にある。このため、これまでに取り組んだ事業効果を検証しつつ、各種増頭奨励金等も有効に活用しながら更なる規模拡大に向け、積極的な事業推進を図る。一方で、繁殖雌牛の増加に比べて子牛セリ上場頭数が伸び悩んでいることや母牛更新の遅れ等による平均分娩間隔の延長を捉まえ、単なる飼養頭数の増加に留まらず、生産性を最大限に発揮できる牛群構成や飼養管理の推進を図り、足腰の強い経営体の育成に努める。

また、増頭に伴い発生する家畜排せつ物等の適正処理に向けては、個々の経営体が良質堆肥の生産を行う技術支援に加え、バイオマスエネルギーとしての利用も含めた堆肥の広域的な流通や利用を促進する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための中心的な取組

肉用牛飼養頭数の増加に向けては、規模拡大を実現する経営体の役割が大きいとともに、農家戸数の多い本県においては、小中規模かつ高齢な生産者が経営を維持することも非常に重要である。このため、キャトルステーション・キャトルブリーディングステーションやヘルパー、コントラクター等の外部支援組織による分業体制の強化、労働負担の軽減にも繋がるICT等機器の整備を推進し、作業の省力化を図る。

また、国際情勢の影響を大きく受ける枝肉価格や連動する子牛価格、コスト面からは輸入への依存度が高い配合飼料価格等、経営努力によらない外的要因にさらされている産業構造であることを踏まえ、大規模経営と比較して経営体力の弱い小規模な経営体が安定的に生産活動を継続するため、牛マルキン制度や肉用子牛生産者補給金、共済等の損失補てんに係る各種セーフティネット制度が大きな助力となっている事実を鑑み、これら制度等の安定かつ適切な運用に向けた支援を継続する。

③ ①・②を実現するための地域連携の中心的な取組

規模拡大への取組いかんによらず、中長期的な飼養規模の拡大の達成に向けて、意欲ある担い手の確保が重要となる。そのため、親元就農の促進はもとより、UIJターン等による新規参入や法人参入を促すとともに、新規参入者の移住定着を促進するフォロー体制を市町村等の行政機関等と連携しながら体制を構築する。また、担い手や外部支援組織の労働人材の確保、実践的な研修による技術習得を図るため、未来の畜産を担う人材を育成する研修型雇用体系を確立し、幅広い分野からの人材の流入を推進する。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	62%	66%
	肉用牛	52%	55%
飼料作物の作付延べ面積		33,900ha	37,000ha

2 具体的措置

濃厚飼料を中心とした原料輸入への依存は、諸外国における需給状況や燃料費等の輸送コスト、為替相場等の影響を大きく受けることから、その価格や供給量は外的要因に大きく左右される構造にあり、経営の安定を阻む要素となっている。

一方で、飼料を自給することは、脱炭素化の一助となり、カーボンニュートラルへの貢献の期待が大きいことから、経済と環境の両立を目指す世界的な動きにも即している。

このため、飼料生産基盤を引き続き強化・拡大するため、以下の項目について重点的に取り組む。

① 自給飼料生産基盤の強化・拡大

- ・担い手への農地の集積・集約化を図るため、ほ場整備を積極的に推進することでスマート農業の加速化を図り、水田裏作の活用を拡大するとともに、耕作放棄地での放牧による未利用草地資源の活用を推進する。
- ・濃厚飼料の原料・代替飼料の確保を図るため、耕畜連携による飼料用米の作付けを推進するとともに、需給マッチングを強化する。

② 飼料生産分業体制の更なる強化

- ・粗飼料販売で自立できる販売型コントラクターを育成するため、組織間の連携強化と広域流通を促進する。
- ・県内の飼料生産の拠点となる自給飼料型TMRセンターの整備を推進する。

③ 粗飼料の品質向上対策

- ・硝酸塩中毒の防止のための啓発活動や栄養価の高い良質粗飼料確保に向けた土づくり及び適期刈取りの推進に努める。
- ・また、畜産試験場における自給飼料の栄養成分の分析結果を活用した給与設計の実施を通して、生産性の向上を推進する。

VI 集送乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

本県では、生乳生産コストの一層の低減と生乳の品質保持を図る観点から、集送乳ローリーの大型化や集送乳施設の整備、集送乳経路の見直しなどを行ってきた。

このような中、これまで、平成15年と平成22年にクーラーステーションの統廃合を行い、現在は高原町と串間市の2カ所のCSで生乳の集中管理を行うことにより、流通の合理化が図られている。

今後も、燃油高騰や輸送事業者の人件費増加、酪農経営や乳業工場の点在化等の課題に適切に対応しつつ、集送乳経費の負担軽減に努める必要がある。こうしたことから、運転手の人手不足など生乳流通環境の厳しさを踏まえ、生産者、乳業者、関係団体が、新たな輸送手段の開発も含め、持続的な流通体制を構築し、集送乳経費の増加を極力抑制することを推進する。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり 生乳処理量2 t以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理 能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
					kg	kg	%	
区域名	現在 (平成30年 度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	6工場	合計	188,893	234,784	80.5	
				1工場平均	31,482	39,130	80.5	
		乳製品を主に 製造する工場	-	合計	-	-	-	
				1工場平均	-	-	-	
	目標 (令和12年 度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	6工場	合計	188,893	234,784	80.5	
				1工場平均	31,482	39,130	80.5	
		乳製品を主に 製造する工場	1工場	合計	192	500	38.4	
				1工場平均	192	500	38.4	

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量 (kg) の合計を記入すること。

(2) 具体的措置

本県には、平成20年度、農協系工場及び企業系工場など7カ所の乳業施設が設置されていたが、うち1施設が乳業再編により廃止された。

酪農及び乳業界は、乳製品流通の国際化や産地間競争の激化などによりますます厳しい状況におかれることが予想される。このため、乳業の合理化及び経営体質の強化を引き続き検討していくこととするが、地域の実状を総合的に踏まえ、乳業施設数の目標を6カ所に設定する。

一方で、地域雇用の創出、酪農経営の生産意欲の喚起につながる独自の取組を行う中小乳業は、地域の関係者との連携により、商品開発力や稼働率の向上を図ることにより競争力を強化し、経営の継続性を確保する必要がある。

また、より高度な衛生管理水準を備えた乳業施設等による安全・品質確保により、効率的な牛乳・乳製品の供給を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	登録年月日	年間開催日数					年間取引頭数（平成30年度）				
			肉専用種		乳用種等			肉専用種		乳用種等		
			子牛 (日)	成牛 (日)	初生牛 (日)	子牛 (日)	成牛 (日)	子牛 頭	成牛 頭	初生牛 頭	子牛 頭	成牛 頭
宮崎中央農業協同組合家畜市場	宮崎中央農業協同組合	S31.12.10	18	12				7,973	974			
南那珂地域家畜市場	はまゆう農業協同組合	S36.10.30	12	6	12			5,322	668	73 (44)		
都城地域家畜市場	都城農業協同組合	S50.5.31	36	12	12		3	16,597	458	2,388 (1,890)		43
小林地域家畜市場	西諸県郡市畜産販売農業協同組合連合会	S31.11.27	33	32	12		32	16,019	2,819	142 (104)		48 (5)
児湯地域家畜市場	児湯郡市畜産農業協同組合連合会	S31.11.27	16	34	12	12	34	7,632	1,162	445 (323)	2,329 (2,290)	131 (38)
延岡家畜市場	東臼杵郡市畜産農業協同組合連合会	S56.5.29	12	12				3,705	520			
高千穂家畜市場	高千穂地区農業協同組合	S32.1.14	12	6				3,708	659			
都城一般家畜市場	宮崎県家畜商商業協同組合	S31.10.1		35			35		3,683			864 (43)
計	8ヶ所		148	158	57	21	113	60,956	10,943	3,048 (2,361)	2,329 (2,290)	1,086 (86)

- (注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。
 2. 初生牛とは生後1~4週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの（初生牛を除く）、成牛とは生後1年以上のものとする。
 3. 乳用種等については、交雑種は内数とし（ ）書きで記入すること。

イ 具体的措置

肉用牛の公正円滑な取引及び適正な価格形成を確保するため、県内家畜市場の再編整備を進めてきたところであり、現在は8か所の家畜市場が開設されている。

これらの市場は、開設者を異にすることから、更なる再編整備には様々な障壁がある一方で、JAグループ宮崎は県下統一の組織体への「高機能化」を図るため、県域JA構想の検討を進めており、令和2年1月には「県域JA構想（草案）」を作成し、その協議を進めている。

こうした開設者の動きを加味した上で、引き続き適正な価格形成の場として、既存家畜市場の開設を継続するとともに、より効率的な取引の実現に向けて、家畜市場の更なる再編整備も視野に入れつつ、施設の機能向上・決済機能の迅速化等を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり		部分肉処理 実績 計		稼働率 ④/③ %
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
都城市食肉 センター	都城市	S63. 11. 14	254	2,240	240	1,114	44	50%					
延岡市食肉 センター	延岡市	S53. 5. 1	252	202	200	115	115	57%	154	154	114	114	74%
(株)ミヤチク 高崎工場	(株)ミヤチク	S55. 3. 10	258	1,310	260	982	229	75%	910	160	893	165	98%
(株)ミヤチク 都農工場	(株)ミヤチク	S47. 9. 16	255	1,060	240	866	223	82%	910	160	748	144	82%
サンキョー ミート(株)霧 島ミートプ ラント	サンキョー ミート(株)	H29. 4. 1	252	1,140	160	977	67	86%	1,220	120	951	66	78%
(株)丸正 フーズ	(株)丸正 フーズ	S62. 4. 1	208	800	400	234	152	29%	524	208	238	156	45%
南日本 ハム(株)	南日本 ハム(株)	S36. 5. 15	251	1,200		547		46%	650		536		83%
計	7ヶ所		1,730	7,952	1,500	4,836	830	61%	4,368	802	3,480	644	80%

(注) 1. 食肉処理施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

2. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

県内には、公設のと畜場2か所、農協系統の食肉センター2か所、民営の食肉センター3か所の計7か所が設置されている。これらの食肉処理施設については、平成28年度に改訂した「宮崎県食肉流通合理化計画」の中で、県内を県北・県央地域と県南・県西地域に区分し、それぞれ基幹施設（3か所）、補完施設（2か所）、その他施設（2か所）として位置づけている。

一部の施設を除き、施設の老朽化という長年に及ぶ課題を抱えているほか、近年は労働力確保も難しくなっており、外国人労働力を活用するなど、当面の施設運営に支障を来さないための取組が行われているが、高度技術を要する職員の高齢化も相まって技術継承にも課題が見られている。

このため、生産者と消費者の結節点として高品質な牛肉の安定供給を確実にするため、継続的な施設稼働体制の構築について、必要箇所の修繕や改修、日々の点検等機器のメンテナンスに細心の注意を払いつつ、将来的な施設更新も視野に入れた経営展開を行う必要がある。安定的な収益確保に向けては施設稼働率の向上が不可欠であり、集荷に当たり、飼養規模の拡大に伴い増頭が見込まれる肥育牛等について、県内出荷の促進を図るなどして、引き続き1日当たりの処理頭数及び稼働率の向上に努める。

労働力及び技術承継に関する課題の解決に向けては、ICT・AI技術等の飛躍的な向上による、高い生産性と技術を兼ね備えた機器の開発及び実装を目指し、周辺環境を整えていくことも重要である。こうした取組などを通じて、一層の食肉の処理コストの低減とともに、コールドチェーンの構築による物流網の整備や部分肉流通の拡大による流通コストの低減、安全性の向上に努め、製品の高品質化を図る。

また、輸出については、国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき積極的に対応を行うこととし、輸出先国の求める衛生水準を満たすように衛生レベルの向上を推進する。今後の輸出拡大に向けては、BtoBやBtoCという各方面のチャネルを最大限に活用した販売に取り組み、消費者も含めた市場ニーズに即応することが重要となる。新たな需要先として、本県には対応施設がないハラル圏を商流に取り込むことも本県輸出量の飛躍的な増加に繋がるものと目されることから、将来的にハラル認証を取得可能な食肉処理施設の整備の推進を図る。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成30年度）						目標（令和12年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先			県外	②/①	出荷頭数 ①	出荷先			県外	②/①
			県内						県内				
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
全 県 区 域	肉専用種	頭 54,384	頭 31,469	頭 (10,943)	頭 -	頭 22,915	% 57.9%	頭 65,700	頭 40,860	頭 -	頭 -	頭 24,840	% 62.2%
	乳用種	4,059	1,992	(86)	-	2,067	49.1%	1,500	750	-	-	750	50.0%
	交雑種	10,846	6,121	(1,000)	-	4,725	56.4%	12,900	6,450	-	-	6,450	50.0%
	合計	69,289	39,582	(12,029)	-	29,707	57.1%	80,100	48,060	-	-	32,040	60.0%

- (注) 1. 家畜市場へ出荷された牛は、そのほとんどが食肉処理や県外出荷と重複するため（ ）書きとした。
 2. 目標年度における家畜市場への出荷頭数は目標値が定まらないため省略した。

エ 具体的措置

本県は全国有数の肉用牛生産地であり、特に子牛生産においても、全国各地の銘柄牛ブランド産地にもと牛を供給している。

その一方で、「宮崎牛」のブランディングによる牛肉生産にも力を入れており、その質の高さから、国内のみならず海外でも好評を得ており、拡大した販路への安定供給及び需要拡大が見込まれるアジア地域等への販路拡大に向けては、更なる生産量の増加が求められる。

このため、個々の農家の規模拡大等による飼養頭数の増加が必要となるが、近年の増頭に向けた諸施策の効果もあり、県内飼養頭数は増加傾向にある。こうした肉資源を宮崎牛はもとより宮崎県産牛肉として、消費者への安定供給や輸出向けの戦略的販売商流に乗せるため、県内食肉センターへの肥育牛出荷頭数を増やし、部分肉供給量の拡大を図る。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
計画期間内に重点的に取り組む事項

【事項番号⑨家畜衛生対策の充実・強化（対象地域：全県区域）】

本県の基幹産業として位置づけられている畜産は、口蹄疫をはじめとする家畜伝染病の発生リスクを常に抱えており、万一、発生した場合は、畜産経営や畜産関連産業のみならず、県内経済全体へ深刻な影響をもたらすことになる。

平成22年に本県で発生した口蹄疫から10年超が経過し、国内外のヒト・モノの動きが活発な昨今において、海外からのウイルス侵入のリスクは依然として高い状況にある。

このため、「水際防疫」、「地域防疫」、「農場防疫」、「迅速な防疫措置」の4項目で構成した「みやざきの家畜防疫の4本柱」について、それぞれの取組を一層強化・推進する必要がある。

また、飼養衛生管理基準が厳格化されていることに伴い、農場の監視・指導・検査を担う家畜防疫員である県職員獣医師を確保・育成するとともに、家畜保健衛生所の機能強化を図るため、以下の3項目について重点的に取り組む。

- ① 「水際防疫」、「地域防疫」、「農場防疫」の三位一体で防疫レベルの高位平準化
各防疫協定締結団体との綿密な連携により「水際防疫」を強化するとともに、市町村自衛防疫推進協議会を主体とした自主的な防疫活動を支援することにより「地域防疫」を強化する。
また、野生動物の農場内への侵入防止対策など、厳格化された飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底により「農場防疫」を強化する。
- ② 「迅速な防疫措置」に向けた組織体制の維持・強化
万一の発生時における迅速な防疫措置に資するため、家畜防疫システムにおける埋却地を含む農場情報を随時更新するとともに、実働的な家畜防疫演習を本部・地域毎に定期的実施し初動防疫体制強化に努める。
- ③ 農場の監視・指導・検査を担う家畜保健衛生所の機能強化
家畜疾病の高度診断技術を有する大学等と連携するなど、家畜保健衛生所において、より迅速な診断が可能となる体制を構築し、機能強化を図る。
また、次世代の家畜防疫を担い、生産現場を支える県職員獣医師を確保・育成する。

【事項番号⑩酪農・肉用牛経営の増頭・増産（対象地域：全県区域）】

(1) 酪農

本県酪農は、規模拡大への意欲が高い農家が多く、改良等の取組により1頭当たり乳量や乳価も上昇傾向にある一方、労力のかかる搾乳作業の自動化は約1割程度の導入に留まっている状況にある。

このため、生産基盤の強化やスマート畜産技術を活用した生産性向上による高収益で魅力ある経営体の育成とともに、TMRセンターや公共育成牧場等を活用した更なる分業化を推進し、意欲ある担い手の経営継続に向けた以下の項目について重点的に取り組む。

- ① 省力的で高収益な魅力ある経営体の育成
企業型経営（フリーバーン方式）では搾乳ロボット活用の経営体を育成し、家族型経営（つなぎ飼い方式）では搾乳ユニット自動搬送装置活用の経営体を育成する。
- ② 生産支援組織や公共育成牧場を活用した更なる分業化の推進
酪農ヘルパーやTMRセンター等の生産支援組織育成による分業化を推進するとともに、公共育成牧場の活用による強健で連産性に富む優良後継牛を育成する。

(2) 肉用牛

本県肉用牛については、各地域の畜産関係団体等が連携し、地域の実情に即し、かつ、経営体に着目した肉用牛繁殖基盤強化の振興方針を「人・牛プラン」として策定している。近年、同プランに基づき、畜産クラスター事業等を活用しながら、繁殖雌牛の増頭が図られてきたところであり、今後は更に働き方改革や技術継承、増頭に伴う排せつ物の処理、自給飼料生産の強化などに対応しつつ、更なる増頭に向けて、生産者が取り組みやすい次世代承継型の生産基盤構築を進めていく必要がある。

このため、これまでに効果のあった諸施策を継続的に講じていくとともに、持続的な次世代承継型生産基盤の構築と強化に向け、以下の項目について重点的に取り組む。

- ① 繁殖センター等の取組に加え、定休型ヘルパーや堆肥センター、コントラクター等が一体となった生産支援組織への分業化を推進する。
- ② スマート農業技術の活用を積極的に進め、次世代への円滑な承継を図るアパート方式による畜産団地構想の拡充を推進する。
- ③ 意欲ある担い手等による経営内、地域内一貫経営を推進する。

【事項番号⑦輸出の戦略的な拡大（対象地域：全県区域）】

人口減少・高齢化等に伴い、国内食市場が減少する一方、海外では人口増加や経済成長に伴う市場拡大が見込まれ、畜産経営の所得向上と産地の持続的な発展には、更なる輸出拡大を図ることが重要である。

このため、国や（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）等との連携や、マーケットインの観点による海外ニーズに対応した産地体制の強化、輸出パートナーと協働した有望市場の開拓など販売戦略の展開を図るため、以下の項目について重点的に取り組む。

- ① 海外ニーズや規制等に対応できる輸出向け生産体制の強化
国際水準の食肉処理施設など輸出拠点施設のフル活用及び拡充を推進する。
- ② 輸出パートナーとの協働による有望市場の開拓や販売戦略の展開
国、品目別に販売戦略を定め、中華圏やEU等の市場開拓を推進するとともに、輸出パートナーとの協働により食べ方提案をはじめ、eコマースの取組等を強化する。